

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業 サービス重要事項説明書

令和6年4月1日現在

この重要事項説明書は、当事業所がご利用者に訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供を開始するにあたり、ご利用者およびご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

第1条 当事業所の概要

事業所名	株式会社 ケアワーク北多摩
所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
指定事業所番号	1373900016
開設年月	平成12年4月
連絡先 (緊急時も同一)	TEL 042-461-8230 FAX 042-461-5226
営業日・営業時間	平日 午前9時00分～午後5時15分 土曜日 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供地域 (交通費無料)	西東京市、東久留米市、武蔵野市、練馬区（大泉、関町、石神井地区、立野町）
事業目的	すべての高齢の方が安心、かつ充実した社会生活を営むことができるように応援していきます。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">● 利用者の心身の特性、生活環境を踏まえた、より安心のできるサービスの提供を行います。● 可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような、より尊厳を重んじたサービスの提供を行います。● 自立した訪問介護員を育成、および技能向上を図り、より質の高いサービスの提供を行います。● 関係市町村、地域の保健・医療・福祉その関係機関との十分な連携を図り、より総合的なサービスの提供を行います。

第2条 当事業所の職員体制

	資格、業務内容等	常勤	非常勤	計
管理者	ヘルパー業務の 総責任者	1 人		1 人
サービス 提供責任者	ヘルパー業務の 責任者	9 人 (3 人)		9 人 (3 人)
事務担当職員	一般事務	1 人 (0 人)	0 人 (0 人)	1 人 (0 人)
サービス従業者	介護福祉士	8 人 (2 人)	26 人 (2 人)	34 人 (4 人)
	ホームヘルパー (1・2級)	0 人 (0 人)	101 人 (8 人)	101 人 (8 人)
	市指定研修修了者	0 人 (0 人)	1 人 (0 人)	1 人 (0 人)

※ () 内の数字は、男性の人数です。

- サービス従事者は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～2級等課程又は介護職員実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修の修了者です。又、総合事業サービスにおいては市が指定する研修を修了した者も含まれます。
- サービス従事者は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示を求めることができます。

(この頁、以下余白)

第3条 こんなサービスが利用できます。

当事業所が提供している介護保険の訪問介護サービスは、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。「身体介護」「生活援助」を区別することなく利用者が自立した日常生活を目指せるように行います。

まず、「身体介護」「生活援助」とは、それぞれ次のようなサービスです。

ホームヘルパーが、

身体介護

- ①ご利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②ご利用者の介助に必要な準備および後かたづけ
- ③ご利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助
- ④ご利用者の自立生活支援のための働きかけ

起床介助



就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



身体整容
(爪きり・耳かき・髪を梳くなど)



身体の清拭・洗髪



入浴介助



食事介助



体位変換



服薬介助



移乗・移動介助



通院・外出介助



生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、ご利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、こちらのサービスが対象となります。

掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



衣類の整理・被服の補修



買い物



薬の受け取り



第4条 次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません。

※総合事業サービスにおいては、区・市の基準に準じます。



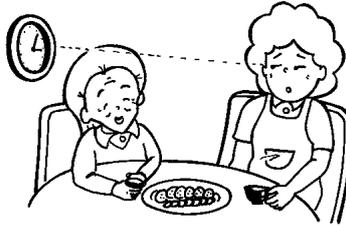
ご利用者本人以外の
洗濯・調理・買い物・布団干



主としてご利用者が
使用する居室等以外の掃除



来客の応接
(お茶、食事の手配など)



話し相手のみ・留守番



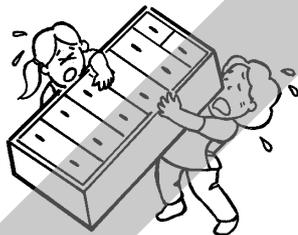
自家用車の洗車・清掃



草むしり



花木の水やり



家具・電気器具等の
移動修繕、模様替え



ペットの世話
(犬の散歩など)



大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ



園芸
(植木の剪定など)
室内外家屋の修理、
ペンキ塗り



特別な手間をかけて行う料理
(おせち料理など)

第5条 具体的な利用料は、次の通りです。

～ 訪問介護の料金 ～

サービスの利用料は、国が定めた公定価格（介護報酬）の1～3割負担となります。割合につきましては負担割合証をご参照下さい。

本事業所（西東京市）の所在地（3級地）の1単位単価（11.05円）で算定しています。

サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」は、利用者が1割負担での自己負担していただく目安の金額です。2割負担の方は2倍。3割負担の方は3倍を目安に計算して下さい。（詳しくは、ケアマネジャーより説明・配布される利用表別票をご確認下さい）

【訪問介護の基本料金】

区分	利用時間	単位数	利用料	利用者負担額(1割)
身体介護中心型	20分未満	163	1801円	181円
	20分以上～30分未満	244	2696円	270円
	30分以上～60分未満	387	4276円	428円
	60分以上～90分未満	567	6265円	627円
	90分以上、30分毎に	82	906円を加算	91円を加算
生活援助中心型	20分以上～45分未満	179	1977円	198円
	45分以上	220	2431円	244円
身体介護に引き続き、生活援助を行う場合	20分以上～45分未満	65	718円	72円
	45分以上～70分未満	130	1436円	144円
	70分以上	195	2154円	216円

【介護予防・日常生活総合事業の基本料金】

区分	利用頻度	単位数	利用料	利用者負担額(1割)
西東京市の 介護予防・日常生活総合事業 の場合	週1回程度の利用	1117	12342円/月	1235円/月
		37	(408円/日)	(41円/日)
	週2回程度の利用	2232	24663円/月	2467円/月
		73	(806円/日)	(81円/日)
	週3回程度の利用	3541	39128円/月	3913円/月
		116	(1281円/日)	(129円/日)
東久留米市の 介護予防・日常生活総合事業 西東京市の 介護予防訪問介護相当の場合	週1回程度の利用	1176	12994円/月	1300円/月
		39	(430円/日)	(43円/日)
	週2回程度の利用	2349	25956円/月	2596円/月
		77	(850円/日)	(85円/日)
	週3回程度の利用	3727	41183円/月	4119円/月
		123	(1359円/日)	(136円/日)

【時間外サービス】

昼間（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを開始する場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～翌朝午前6時
加 算 割 合	25%	25%	50%

【各種加算・減算等】

加算・減算名称	単位数	利用料	利用者負担額(1割)
初回加算(※1)	200	2210 円	221 円
緊急時訪問介護加算(※2)	100	1105 円	111 円
二人で対応する場合(※3)	1 回あたりのサービスが2倍(2 人分)になります		
訪問介護生活機能向上連携加算 I	100	1105 円	111 円
訪問介護生活機能向上連携加算 II	200	2210 円	221 円
訪問介護口腔連携強化加算	50	552 円	56 円
訪問介護認知症専門ケア加算 I	3	33 円	4 円
訪問介護認知症専門ケア加算 II	4	44 円	5 円
高齢者虐待防止措置未実施減算	月額合計単位数から1%マイナス		

- ※1 初回および2ヶ月以上間を空けてサービスを利用された場合で、初回時に担当サービス提供責任者がサービスを実施又は他のサービス従業者の同行訪問指導をした場合。
- ※2 利用者またはその家族等からの要請に基づき、ケアマネジャーと連携し予め計画された以外の身体介護サービスを緊急に行った場合。
- ※3 ご利用者の身体的理由により1人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

【処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算について】

令和6年5月までの加算

訪問介護処遇改善加算 I	月額総額の 13.7%
訪問介護特定処遇改善加算 II	月額総額の 4.2%
訪問介護ベースアップ等支援加算	月額総額の 2.4%

令和6年6月以降の加算

訪問介護処遇改善加算 II	月額総額の 22.4%
訪問介護処遇改善加算 III	月額総額の 18.2%
訪問介護処遇改善加算 IV	月額総額の 14.5%

※令和6年6月以降は、訪問介護処遇改善加算 II～IVのいずれかに統合されます。

ケアワーク北多摩では「訪問介護処遇改善加算 II」を予定しております。

※西東京市の介護予防・日常生活総合事業にて、日割りとなった場合は、同サービスの月額(定額)を総額とし計算を行います。

(この頁、以下余白)

第6条 交通費

- 訪問の際に要する交通費
 - ・ 通常のサービス提供実施地域（※） → 無料
 - ・ それ以外の地域 → ご利用者の実費負担となります。
- （※）通常のサービス提供地域については、1ページに記載しています。
- 買物同行時や薬の受けとり時の交通費 → ご利用者の実費負担となります。
 - 通院介助時の交通費 → ご利用者の実費負担となります。

第7条 水道代・ガス代

ご利用者のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はご利用者の実費負担となります。

第8条 電話代

ご利用者のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はご利用者の実費負担となります。

第9条 コピー代

サービス提供に関する記録（※）等をコピーした場合、ご利用者の実費負担となります。（1枚あたり10円）

（※）当事業所は、訪問介護の提供に関する記録を作成し、契約終了後から2年間保管しています。

第10条 その他の料金

介護保険が適用されないサービスを利用する場合、別途契約を行った上、ご利用者の全額自己負担となります。

当事業所では、次のような介護保険外のサービスを行っています。

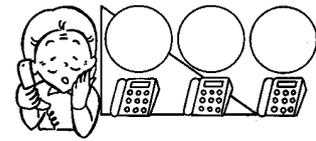
サービス名	サービス内容	利用料（全額）
請負サービス業	介護保険が適用されない部分の家事や介護に対するヘルパーの派遣	請負契約書をご参照ください

サービス名	サービス内容	利用料（全額）
家政婦(夫)紹介業	長時間の家事や介護が必要な方に対するケアワーカーの紹介	応相談

（この頁、以下余白）

第11条 サービス利用のキャンセル料

ご利用者の都合により、予約していたサービスの利用を中止する又はサービスの開始時刻が遅れた場合、キャンセル料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。



○ 事前に連絡があり、サービスの利用を中止する場合

サービス提供の 24 時間前までに連絡がない場合	1, 600円を請求します。
サービス提供の 24 時間前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です。

○ 事前に連絡がなく、サービス開始時にご利用者が不在の場合

サービス開始時刻より 10 分～20 分以内で戻られた場合	800円を請求します。
サービス開始時刻より 20 分経過しても戻られない場合	1, 600円を請求します。

- ※ 事前に連絡がなく、サービス開始時にご利用者が不在の場合、サービス従業者はサービス開始時刻より 20 分間、ご利用者宅の前で待機します。20 分経過してもご利用者が戻られない場合は、サービスの利用の中止とみなさせていただきます。
- ※ ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

第12条 要介護認定の申請段階で要介護認定前にサービスを利用した場合

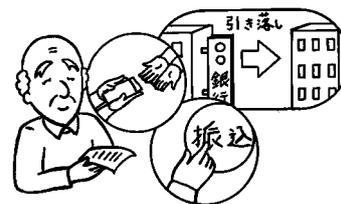
要介護認定の申請段階で、認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料（サービス費用の全額）を負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額ご負担していただくこととなります。

(この頁、以下余白)

第13条 支払方法

- サービスを利用した場合、翌月20日までに前月分の利用料の請求をいたします。（「請求書」をお渡しします）。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
- 支払方法は銀行振込（振込手数料は利用者負担）、現金集金、ゆうちょ銀行よりの口座自動引き落としの3通りの中からお選びください。
振替日・引き落とし日は、翌月の27日です。現金集金の場合は、翌月の末日までに、お支払いください。
- お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。



第14条 緊急時の対応方法

ご利用者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。



	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	その他 ()
氏名			
連絡先 (電話番号)			
住所 (所在地)			

第15条 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

- 当事業所は、ご利用者にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。
- ご利用者に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するご利用者の権利擁護等の必要が生じた場合には、ご利用者のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

(この頁、以下余白)

第16条 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所がご利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。



加入保険名	賠償責任保険
賠償できる事項	当事業所のサービス従業者の過失により、ご利用者が怪我をされたり、ご利用者の家財を壊したりしたときなど
当事業所の連絡担当者	(氏名) 町田 幸子 (連絡先) 042-461-8230

第17条 プライバシーについて

- 当事業所は、ご利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。
- サービス担当者会議などご利用者やそのご家族の情報を利用するには、ご利用者の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「ケアワーク北多摩サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくこととなります。



(この頁、以下余白)

第18条 こんな場合はこちらまで

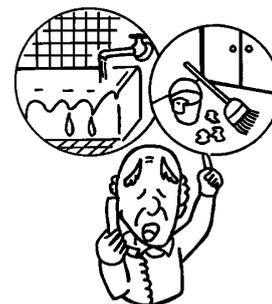
- ① 担当者と連絡を取りたい場合
- ② 予約していたサービスの利用を中止したい場合
- ③ 夜間・休日に連絡を要する場合

<連絡先>

042-461-8230

(夜間・休日は携帯電話に転送)

- ④ サービスの提供に関して苦情や相談がある場合



(当社の苦情相談窓口)

お客様の声係 町田 幸子	連絡先 (042) 461-8230
	受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時15分

(介護保険サービスの苦情について)

西東京市役所 健康福祉部 高齢支援課	連絡先 (042) 464-1311
	受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分

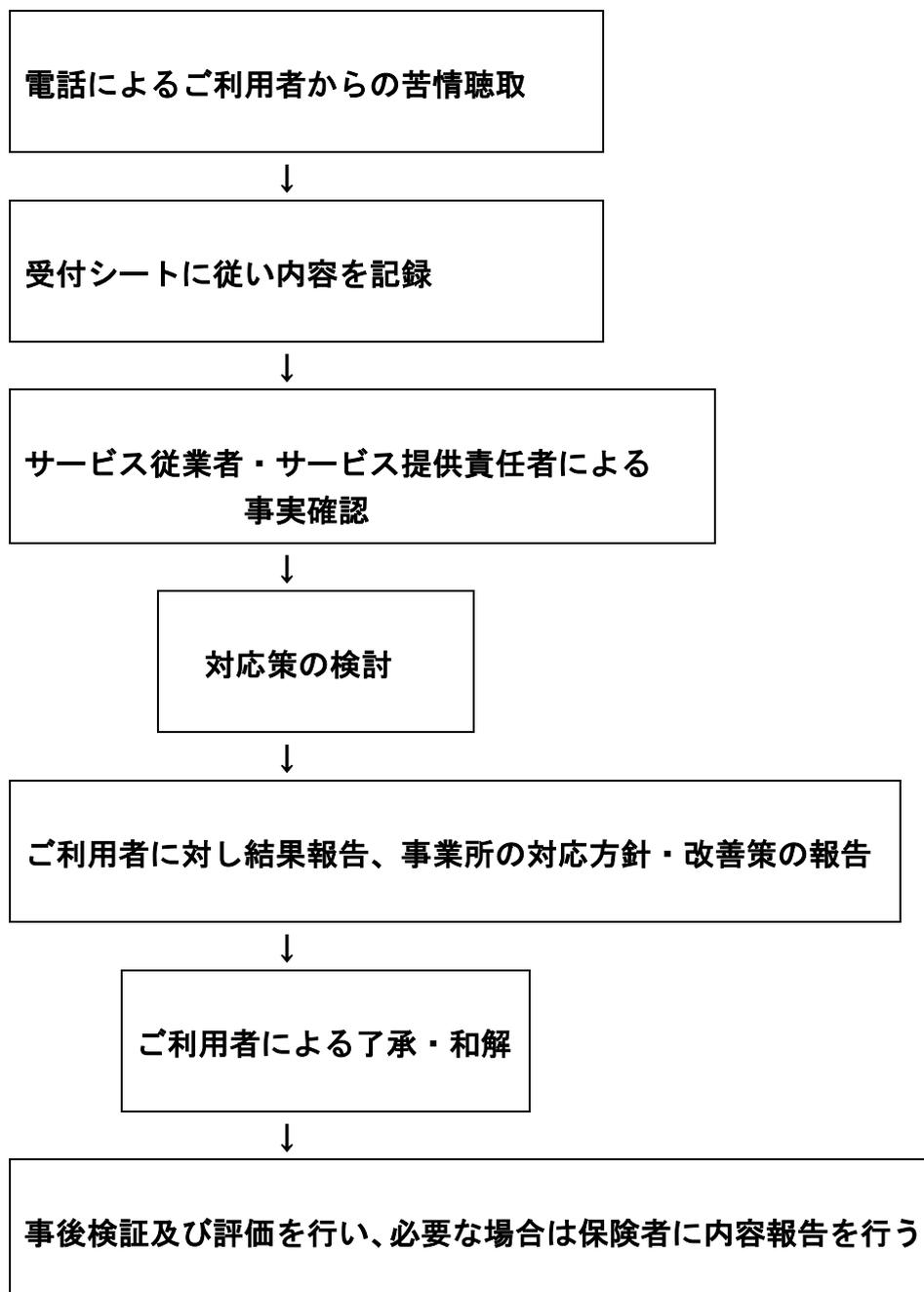
東久留米市役所 介護福祉 課 介護サービス係	連絡先 (042) 470-7777
	受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分

武蔵野市役所 健康福祉部 高齢支援課	連絡先 (0422) 60-1846
	受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分

練馬区役所 高齢者相談セ ンター	連絡先 (03) 5984-2774
	受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分

東京都国民健康保険団体連 合会 国保連合会苦情相談窓口	連絡先 (03) 6238-0177
	受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分

苦情等における具体的な対応について



第19条 ケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- また、ご利用者がケアプラン（居宅サービス計画・総合事業計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。



第20条 契約の終了

ご利用者が介護保険施設に入所や入院した場合、または要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合又は、事業対象者確認においても非該当となった場合などは、契約は自動的に終了します。

第21条 契約の解約について

当社に7日前までに解約を申し出ていただきましたら、希望する日に解約することができます。

ご利用者は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当事業所が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（1か月前に文書でお知らせいたします）。

また、ご利用者又はご家族が故意又は重大な過失により事業所もしくは担当の職員等の生命、心身、財産、信用等を傷つけるような暴力や暴言、強要等の著しい不信行為を行った場合は、直ちに契約を解除します。

（この頁、以下余白）

第22条 当事業所の特徴

当事業所は、ご利用者により良いサービスを提供できるよう、提供する訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図るような取り組みを行っております。

第23条 当事業所の法人概要

法人名	株式会社 ケアワーク北多摩
法人種別	営利法人
法人所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
設立年月	平成9年12月
代表者氏名	町田 富士雄
電話番号・FAX	TEL 042-461-8230 FAX 042-461-5226
事業内容	<ul style="list-style-type: none">● 居宅介護支援事業● 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業● 居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業 指定特定相談支援事業 (障害者総合支援法)● 地域生活支援事業 (障害者総合支援法)● 登録喀痰吸引等事業● 「ひとり親支援」等の行政委託業務● 訪問介護事業等に付随する請負業務● 看護師・家政婦(夫)紹介事業

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住所	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
	名称	株式会社 ケアワーク北多摩
	説明者	サービス提供責任者

印

サービス契約の締結に当たり、契約書および本書面により重要な事項を説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

※ 代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。
代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が代わって、その署名を代筆いたします。

署名代筆者	住所	
	氏名	印
	(利用者との関係)